

事務連絡  
令和4年8月9日

各労働災害防止協会 御中

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部計画課  
機構・団体管理室

オンライン申請用 QR コード付きマイナンバーカード交付申請書を利用した  
マイナンバーカードの積極的な取得について（協力依頼）

貴団体におかれては、平素から労働安全衛生行政の推進に御理解、御協力いただき、厚く御礼を申し上げます。

政府では、令和4年度末にほぼ全ての国民がカードを取得することを目指し、その普及に全力を挙げて取り組むこととしており、令和4年7月26日以降、9月上旬にかけて、まだマイナンバーカードをお持ちでない方を対象に、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）より、オンライン申請用 QR コード付きマイナンバーカード交付申請書（以下、「交付申請書」という。）が順次送付されます。交付申請書に記載している QR コードをスマートフォン等で読み取ることで、マイナンバーカードの申請がオンラインで簡単に行えるものとなっております。

また、最大2万円分のポイントがもらえるマイナポイントの申込にはマイナンバーカードが必要で、マイナポイントの対象となるマイナンバーカードの申請期限は9月末までとなっております。

貴団体におかれましては、既に会員事業者に対してマイナンバーカードの積極的な取得について要請を行っていただいているところですが、交付申請書の送付スケジュール及びマイナポイントの対象となるマイナンバーカードの申請期限が9月末であること等を踏まえ、可能な限りお早めに今般の交付申請書の送付及び交付申請書を活用したカードの申請について会員事業者に対し周知いただきますようお願いいたします。

1) 本件に関する参考資料は以下のとおりです。

- ・参考資料1 QRコード付き交付申請書送付に関する概要資料
- ・参考資料2 マイナンバーカードリーフレット
- ・参考資料3 マイナポイントリーフレット

2) マイナンバーカードの申請方法は、以下のホームページをご参照ください。

- ・地方公共団体情報システム機構 マイナンバーカード総合サイト

<https://www.kojinbango-card.go.jp/>

3) 周知に係る通知のひな形を用意しましたので、御活用下さい。（ひな形1別添）

通知のひな形は、そのまま、貴団体の会員様へ発出いただけるよう、作成しておりますので、ご自由に御活用下さい。なお、貴業界や貴団体等の実態に鑑み、適宜修正いただいで結構です。また、本依頼文書を添付していただいても差支えありません。

※ QR コードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。